最終更新日：2021年6月28日

日本ユニシス株式会社
代表取締役社長　平岡　昭良
問合せ先：法務部企画法務室 TEL：03-5546-4111
証券コード：8056
https://www.unisys.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

日本ユニシスグループが持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を図るためには、適正かつ有効な監視・監督のもと、経営者による健全かつ迅速な経営判断を可能とする仕組み（コーポレート・ガバナンス）が不可欠であり、当社はその構築および維持ならびに不断の改善を行います。また、企業の存在価値が、社会に対し貢献することにあることをふまえ、すべてのステークホルダーとの信頼関係を構築することができるよう、「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとして定めるとともに、当社はこの理念に沿って事業活動を進めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4・補充原則1-4①　政策保有株式】
⑴ 政策保有に関する方針
当社は、取引先との関係維持・強化により収益基盤の拡大に繋がる等、当社の企業価値向上に資すると認められる場合には、当該取引先の株式を政策的に保有することがあります。株式取得に際しては、社内規程に則り取得の是非を判断し、保有後においては、毎年取締役会で保有の適否の検証を行い、縮減を進めています。

⑵ 取締役会での検証内容
保有する上場株式全銘柄について、個別銘柄毎に保有目的の持続性及び事業戦略との整合性、並びに関連取引利益等の状況を踏まえ、保有の適否を取締役会にて検証しています。
2021年3月末の保有銘柄に関する検証を2021年6月開催の取締役会にて実施しました。結果は以下のとおりです。
・保有目的の持続性、および中長期的視点での事業戦略との整合性を検証し、保有意義が薄れたことから売却方針とする銘柄を確認しました。
・上記に加え、関連取引利益等について資本コストも踏まえ検証した結果、売却方針とした銘柄以外については保有に係る経済合理性があることを確認しました。

⑶ 政策保有株主からの自社株式売却の意向への対応
当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、売却を妨げることは一切行っておらず、適切に売却等に対応しています。

⑷ 政策保有株式に関する議決権行使の考え方
政策保有株式の議決権については、投資先企業の株主価値の観点、および当社の事業戦略との整合性の観点から、議案ごとに内容を精査した上で賛否を判断し、全ての議案に対し、自ら議決権を行使しています。

【原則1-7　関連当事者間取引を行う場合の手続き】
1)当社の取締役または執行役員の利益相反取引については、法務部門をはじめとする関連部署によるチェックを行ったうえで、取締役会の承認を得ることとし、取引結果を取締役会に報告することとしています。
2)上記のほか、当社と主要株主との取引については、予め定めた基準にもとづき、取締役会への報告または承認を得ることとしています。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
・当社は、グループ会社であるユニアデックス株式会社とともに日本ユニシス企業年金基金に加入し、基金事務局には年金運用及び基金運営に関して適切な資質を持つ人材を配置しております。
・当基金では、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会認定資格の取得等、年金運用・基金運営を行う事務局員の専門知識の取得、技能向上に努めています。
・当基金では、その運用において、基金規約に基づき「年金資産の運用に関する基本方針」を定めており、具体的な運用商品の採用や解約に関しては、「資産運用委員会」で検討した内容を、会社選定代議員を構成メンバーに含む「理事会」に提案し、「理事会」の審議を経て承認を受けることを必須としています。
「資産運用委員会」には、基金の理事2名に加えて、資産運用に関する専門知識を有する者を経理、財務部門より指名の上、参加させて運営しています。また、「資産運用委員会」での検討においては、外部の年金コンサルティング会社を活用して、専門性や信頼性を補完しています。
・当基金は、その運用委託先について、日本版スチュワードシップ・コード受入れの表明状況を含め、四半期ごとに定量及び定性評価を実施し、モニタリングを行っております。

【原則3-1(i)　経営理念等や経営戦略、経営計画】
■企業理念
当社は、日本ユニシスグループが担う社会的な責任を踏まえ、経営の基礎となる企業理念を次のとおり定めています。

・わたしたちが社会に果たすべきこと
すべての人たちとともに、人と環境にやさしい社会づくりに貢献します
・わたしたちが目指すこと
社会の期待と要請に対する感性を磨き、そのためにICTが貢献できることを考え抜く集団になります
・わたしたちが大切にすること
1.高品質・高技術の追求
社会に役立つ最新の知識を有するとともに、技量を高めます
2.個人の尊重とチームワークの重視
相手の良い点を見いだし、それを伸ばすことを奨励し合い、互いの強みを活かします
3.社会・お客様・株主・社員にとり魅力ある会社
ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます

■Vision2030および経営方針(2021-2023)
当社は当社グループの進むべき方向性として2030年に向けたVision2030、および2021年度より始まる経営方針(2021-2023)を策定いたしました。以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。
https://www.unisys.co.jp/com/management_policy.html
その概要は以下のとおりです。
Vision2030は、「わたしたちは、デジタルコモンズを誰もが幸せに暮らせる社会づくりを推進するしくみに育てていきます」と定め、テクノロジーの力で持続可能な社会の実現を可能にするために、さまざまなサービス、プロダクト、企業、利用者をマッチングできるビジネスエコシステムやプラットフォームを、社会の共有財であるデジタルコモンズとして創造し、提供することを目指しています。
Vision2030の実現に向けた経営方針(2021-2023)では、顧客の持続的成長に貢献する顧客DXの推進「For Customer」と、様々な業種業界のお客様、パートナーと共に社会課題解決を進める社会DXの推進「For Society」の2つの視点で、事業活動を推進します。
デジタルトランスフォーメーションを推進するお客様のベストプラクティスを積み重ね、社会のためにデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会全体を捉えた大きな枠組みで、お客様やパートナーと共にビジネスエコシステムを拡大してまいります。
加えて、これらの取り組みを支える風土改革と、投資戦略を推進していきます。

【原則3-1(ii)　当社におけるコーポレートガバナンスの基本的な考え方および基本方針】
■コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方
本報告書の「Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

■コーポレートガバナンスに関する基本方針については、「コーポレートガバナンスおよび内部統制原則」として定め、以下の当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。
https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/internal_control_rules.pdf

【原則3-1(iii)　取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
業務執行取締役の報酬については、a)固定報酬（月額報酬）、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬により構成することとしており、a)：b)：c)の比率は、4：4：2としております（上記比率は、c)株式報酬の評価期間の最終年度に、短期業績の利益目標を100%達成し、株式報酬の各条件について100%達成した場合を想定）。また、社外取締役など非業務執行取締役に対しては、業績と連動しない固定報酬のみを支給することとしております。
取締役の個人別の報酬の内容の決定については、社外の客観的かつ公正な意見を反映させるため、指名・報酬委員会に委任しております。

【原則3-1(iv)・補充原則4-3③　経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】
■取締役候補者の指名
執行役員を兼務する取締役（以下、経営陣幹部）候補者については、高いモチベーションおよび倫理観を備え、当社の経営を的確かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有している者を選定します。また、社外からの取締役候補者については、多様性を考慮しつつ、豊富な経営経験や専門知識等を有し、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言および監督を行うことができる者を選定します。経営陣幹部および取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会で候補者を選定し、その答申内容を踏まえ、取締役会にて決定します。

■監査役候補者の指名
監査役候補者については、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行の監査を遂行することができる知識および経験を有し、かつ高い倫理観を有している者を選定するものとし、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会で策定する選定基準、選定プロセスに基づき、同委員会で候補者を選定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定します。なお、監査役候補者のうち少なくとも1名は、財務、会計に関する十分な知見を有している者を選定します。

■CEOを含む経営陣幹部の解任
CEOを含む経営陣幹部が、法令または定款等に違反した場合、経営陣幹部として不正、不当または背信の行為等があった場合、またはその役割・機能を十分に発揮していないと判断される場合は、取締役会において審議の上、相当と判断される場合には、経営陣幹部としての役職を解任するものとします。

【原則3-1(v)　経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名の理由】
経営陣幹部の選解任および取締役・監査役候補者の指名に関する説明は、株主総会招集通知の参考書類に記載していますので、以下のURLをご参照ください。
https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html

【原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社の取締役会は、経営の基本方針、その他経営上の重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行う役割を担っています。そのため、取締役会においては、法令および定款に定めるもののほか、社外取締役も含めた多面的な観点からの検討が必要な事項について、審議を行っています。また、取締役会の決議事項・報告事項以外の事項については、当社経営会議規程、稟議規程、商内決裁規程などの社内規程により、各事案の重要性に則した決定権限の委譲を行い、迅速かつ効率的な意思決定を図っています。

【原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者計画】

当社では、最高経営責任者を含む経営陣幹部の選定プロセスの透明性を確保するため、独立社外取締役が参画する指名・報酬委員会において、経営陣幹部の後継者に関する計画（サクセッション・プラン）を審議し、取締役会に報告しています。
当社のサクセッション・プランでは、経営陣幹部に求められる重要な資質として、真摯さ（integrity）をベースとし、これに加え、先見性・ビジョン構築力（foresight）、洞察力・本質を見抜く力（insight）、決断力（determination）、改革力（innovation）、情熱・発信力（passion）、実行・完遂力（execution）、多様性の受容・適応力（diversity & inclusion）の7つの項目を重要なコンピテンシとして定めています。
また、サクセッション・プランのもと、経営陣幹部の後継者輩出に向けた経営リーダープログラムを2018年度より実施しています。

【原則4-9　社外役員の独立性に関する判断基準】
当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

■社外役員の独立性に関する判断基準
当社は、会社法にもとづく社外取締役および社外監査役（以下併せて「社外役員」という）のうち、東京証券取引所の独立性基準を満たし、かつ次の各号のいずれにも該当しない者を独立性を有する社外役員と判断する。

(1)　当社の総議決権の１０％以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
(2)　当社もしくはその子会社の主要な取引先または当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者（※1）
(3)　当社が多額の借入れ（※2）をしている金融機関の業務執行者
(4)　当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家または法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益（※3）を受け取っている者またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
(5)　当社またはその子会社から多額の寄付等（※4）を受けている法人・団体等の業務執行者
(6)　上記(1)から(5)のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
(7)　以下に該当する者の配偶者または二親等内の親族
・上記(1)から(5)のいずれかに該当する者
・当社の子会社の取締役および業務執行者

※1「当社もしくはその子会社の主要な取引先」に該当するか否かは、当該取引先に対する売上高が、直近事業年度の当社連結売上高の2%を超えるかを目安として判断する。
「当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等」に該当するか否かは、当社またはその子会社に対する当該取引先の売上高が、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%または1000万円のいずれか高い方の額を超えるかを目安として判断する。

※2「多額の借入れ」に該当するか否かは、借入額が当社の直近事業年度末の総資産の2%を超えるか否かを目安として判断する。

※3「多額の報酬その他財産上の利益」に該当するか否かは、直近事業年度において当社役員報酬以外に当社またはその子会社から1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っているか、または当該報酬その他財産上の利益を得ている者が法人・団体等である場合、当該法人・団体等の直近事業年度の連結売上高の2%または1,000万円のいずれか高い方の額を超える報酬その他財産上の利益を当社またはその子会社から受け取っているか否かを目安として判断する。

※4「多額の寄付等」に該当するか否かは、当社またはその子会社から年間1,000万円または当該法人・団体等の直近事業年度の年間総費用の2%のいずれか高い方の額を超える寄付等を受けているか否かを目安として判断する。

【原則4-11-1　取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
Vision2030および経営方針（2021-2023）の実現に必要な、ESG／サステナビリティやグローバルビジネスをはじめとする、多様な知見・経験を有する取締役・監査役を選任しております。当社取締役および監査役のスキル・マトリックスについては、株主総会招集通知の参考書類に記載していますので、以下のURLをご覧ください。
https://www.unisys.co.jp/invest-j/stock/meeting.html
当社取締役会は、上記のとおり、複数名の社外取締役を含む多様で豊富な経歴や知見を有する取締役にて構成するとともに、取締役会の機能が効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持しています。また、経営環境の変化に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としています。

【原則4-11-2　取締役および監査役の他社役員兼任状況】
社外取締役および社外監査役による他の上場会社役員の兼任状況については、
有価証券報告書（https://www.unisys.co.jp/invest-j/ir/sr.html）および本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】および【監査役関係】会社との関係（2）」に記載しています。また、取締役である金沢貴人氏は、大日本印刷株式会社の執行役員、監査役である橋本博文氏は、大日本印刷株式会社の常務取締役を兼任しています。

【原則4-11-3　取締役会の実効性の評価】
当社では、持続的な企業価値向上のためには、取締役会がその機能を十分発揮し、ガバナンスの強化を図ることが重要であると認識しており、2015年度より自己評価を実施して、取締役会の実効性の向上に努めております。
2020年度に関しましては、取締役・監査役全員を対象に、以下の評価項目を含む記名式アンケート調査を実施し、社内で取り纏めた上で、外部コンサルタントに内容分析を依頼し、その結果をもとに、当社取締役会の現状および改善点等を審議・評価いたしました。

1．評価方法
以下の内容の質問事項について、取締役会メンバーである全取締役および全監査役に回答いただいた上、回答内容を分析いたしました。
取締役会は、この分析結果をもとに、現状を把握・評価し、今後の取締役会のあり方等につき審議の上、対応方針を決定いたしました。

対象者：全取締役（8名）および全監査役（5名）
回答方式：記名（全48問）
評価項目：①取締役会の役割・機能、②2020年度の対応方針の進展状況、③取締役会の規模・構成、④取締役会の運営状況、⑤指名・報酬委員会の構成と役割、⑥指名・報酬委員会の運営状況、⑦役員研修、⑧独立社外取締役に対する支援体制、⑨監査役の役割・監査役に対する期待、⑩様々なステークホルダーとの関係、⑪当社のガバナンス体制・取締役会の実効性全般、⑫自己評価

2．評価結果(総括)

評価項目に関しては、「取締役会の役割・機能」、「取締役会の規模・構成」、「指名・報酬委員会の構成と役割」をはじめ、総じて高い評価となっており、多様な視点で活発な議論が行われ、また、実効性評価を通して年々の改善が図られていることを確認しました。他方、課題としては以下の事項が挙げられました。

(1) 取締役会におけるより活発な議論のために、前広な情報提供に努めることで、十分な検討時間の確保を図るとともに、取締役会に上程された議案のフォローアップ報告をより充実させることが必要。

(2) 経営方針の遂行にあたっては、具体的な成長戦略の策定や方法論への落とし込み、社内への浸透、人財の育成が適切に行われることが重要であり、これらの進捗を取締役会で議論し、モニタリングしていくことが必要。

3.「2020年度の対応方針」に関する取組状況と評価結果

(1) 役員報酬につき、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう報酬体系を抜本的に改定する。
従来の役員報酬体系を見直し、業績連動型報酬の比率を高めるとともに、短期業績に連動する賞与とESGへの取り組みを含む中長期業績に連動する譲渡制限付株式報酬を新たに付与することとした。

(2) 社外取締役の選任基準・選定プロセスに基づき、候補者の人選を行い、社外取締役の増員を実現する。
社外取締役の選任基準・選定プロセスに沿って、候補者の選定、独立社外取締役の増員を実施。今後も当社の成長戦略を踏まえ、必要な人選を行うとともに、独立社外取締役のさらなる増員についても引き続き検討を進める。

(3) 指名・報酬委員会の役割・運営方法につき再確認の上、委員会での議論の充実を図るとともに、その内容につき取締役会に適時・的確に報告し共有する。
社外取締役より、指名・報酬委員会での議論の内容が取締役会で報告され、適時・的確に共有された。今後さらに指名・報酬委員会の透明性を高め、活発な議論や報告の充実を図るために、指名・報酬委員会の構成を引き続き検討する。

(4) 当社グループの中長期的な方向性・戦略などの経営の重要課題につき、社外役員の理解をさらに深めるため、情報共有と議論のための時間を確保する。
経営方針や経営戦略について取締役会や取締役会以外の場での議論が行われるなど進捗があったが、今後も引き続き、中長期的な経営の重要課題について真摯な議論を進めていく。

4. 2021年度の対応方針

上記の評価結果を踏まえ、2021年度は、以下に取り組むことで、当社のガバナンス体制のさらなる強化に取り組むことといたします。

(1) 社外役員の当社グループへの理解をさらに深めるため、業界・市場や技術・イノベーションの動向についての情報提供の充実と、取締役会議案に関する情報提供の迅速化を図る。

(2) Vision2030ならびに経営方針（2021-2023）における成長戦略、サステナビリティ、風土改革等の経営の本質にかかわるテーマについて、取締役会のモニタリング機能を最大限に発揮するため、より積極的な議論を行う。

(3) 指名・報酬委員会の独立性強化を図るため、委員の過半数を独立社外取締役とする。

【原則4-14-2　取締役・監査役へのトレーニングの方針】

1) 当社は、社外取締役および社外監査役に対し、その就任時および就任後も適時に、当社グループの事業内容、財務状況、組織体制および経営課題等について、経営陣または関係部署より説明を行うなどして、十分な理解を得られるよう努めています。

2) 当社は、取締役および監査役がその役割および責務を十全に果たすために必要となる、業界・技術動向、財務・法務戦略等に関して、外部の専門家による研修等の機会を設け、その研鑽を支援しています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】

1.基本的な考え方

当社は、株主、投資家のみなさまに適時、適切な情報をお届けするために、社長およびＣＦＯが中心となり、積極的なＩＲ活動を行っています。

2.ＩＲ体制

専任のＩＲ担当部署を設置しており、関連部署およびグループ各社等と適宜情報交換を実施することにより、適切な情報開示を行うための連携体制を整えています。

3.対話の方法

株主・投資家との対話の機会として、決算説明会、事業説明会、施設見学会等を実施し、当社の企業経営や事業活動についての説明に努めています。

4.フィードバック体制

株主・投資家からいただいた意見および懸念事項については、経営陣幹部および取締役会に対し適宜フィードバック等を実施しています。

5.インサイダー情報の管理

決算発表前の情報漏洩を防止し、公平性を確保するために、決算発表前の一定期間を沈黙期間として設定し、この期間は決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。また、「インサイダー取引管理規程」を制定し、インサイダー情報の漏洩防止に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大日本印刷株式会社	20,727,410	20.64
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	10,339,800	10.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,562,200	8.52
農林中央金庫	4,653,800	4.63
三井物産株式会社	2,448,509	2.43
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,923,737	1.91
ANAホールディングス株式会社	1,794,400	1.78
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	1,724,300	1.71

日本ユニシス従業員持株会	1,531,678	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・三菱電機株式会社口）	1,271,000	1.26

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．「大株主の状況」は2021年3月31日現在の状況を記載しています。なお、上記の他、当社は自己株式9,268,680株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合8.45%）を保有しています。
2．持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大日本印刷株式会社は、当社株式20,727,410株（議決権所有割合：20.66%、2021年3月31日現在）を所有する当社の主要株主です。
当社は、大日本印刷株式会社との間で、2012年8月9日付で、クラウド事業、新プラットフォームサービス事業およびマーケティング・販売連携の各分野における業務提携を内容とした「業務提携等に関する契約」を締結しています。
当社の取締役9名のうち1名は、大日本印刷株式会社の執行役員、および監査役5名のうち1名は、大日本印刷株式会社の常務取締役を兼務しています。
当社は、その事業活動や経営判断にあたり、企業価値の向上および株主全体の利益を追求する自らの経営判断を行っており、独立性を有しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川田　剛	税理士											
薗田　綾子	他の会社の出身者											
佐藤　智恵	他の会社の出身者											
ナリン　アドバニ	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

川田　剛	○	―――	川田氏は、税務・会計分野における高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただくこと、および社外の客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
薗田　綾子	○	―――	薗田氏には、長年にわたりCSRやSDGs、統合経営の分野で多数の企業を支援してこられた実績や、女性活躍を促進する活動にも力を注いでこられた経験を活かして、今後の当社経営に多角的な視点でアドバイスいただくことを期待して、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
佐藤　智恵	○	―――	佐藤氏は、作家として米国経営大学院に関わる著書を多数執筆し、株式会社ボストンコンサルティンググループにおいて経営戦略コンサルタントとして活躍されるなど、経営について豊富な経験、知見を有していることから、当社が推進するビジネスモデル変革に対し、客観的・専門的見地から実効性のある助言、サポートをしていただくことを期待し、引き続き社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、高い独立性を有していることから、独立役員に指定しています。
ナリン　アドバニ	○	―――	アドバニ氏は、日本・シンガポール・インドを中心に、ベンチャーを含む複数のテクノロジー系企業の経営・投資を経験しており、AI・ロボット等の技術的知見に加え、アジア太平洋地域を中心としたグローバルビジネス経験を有しています。このような、当社の属する業界に関するグローバルな知見・経験を活かし、当社の経営に対して実効性ある助言、サポートをしていただくことを期待し、社外取締役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

・当社は、当社役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を取締役会の諮問委員会として設置しており、その役割は以下のとおりです。なお、指名・報酬委員会における決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要です。
1) 当社の取締役、監査役および執行役員に関して、その選定・選任基準および選定・解任のプロセスならびに具体的な人事案につき検討・提言を行う。
2) 当社の取締役および執行役員の報酬に関する基本方針、報酬の体系・基準および報酬決定プロセス、ならびに監査役の報酬の算定方法の決定に関する方針について検討・提言を行う。
・委員および委員長は当社取締役の中から取締役会の決議により選定しており、人事・報酬の決定における透明性・公平性・客観性を確保するため、独立社外取締役2名（川田　剛／独立社外取締役、薗田　綾子／独立社外取締役）を委員として選定し、そのうち1名を委員長とするとともに、業界・社内の状況に精通し、当社の枢要な役職を経験歴任している代表取締役2名（平岡　昭良、齊藤　昇）を委員として選定しています。
・2020年度は、2020年6月25日までの委員が、独立社外取締役1名（川田　剛／委員長）および代表取締役3名（平岡　昭良、向井　丞、向井　俊雄）の計4名、2020年6月25日以降の委員は、独立社外取締役2名（川田　剛／委員長、薗田　綾子）および代表取締役2名（平岡　昭良、齊藤　昇）であり、秘書室を事務局として、指名・報酬委員会が8回開催され、各回とも委員全員が出席し、取締役および執行役員候補者の選定、取締役・執行役員の賞与支給額の決定およびストックオプションの実施、報酬制度の改定等について検討を行いました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、グループ内部監査部を設置しています。
監査役、会計監査人、内部監査部の連携状況は以下のとおりです。
・グループ内部監査部、監査役（社外監査役を含む。以下同じ。）、会計監査人は、三様監査連絡会を開催し、各種意見交換を実施しております。また、それぞれ随時意見交換を実施しております。
・監査役は、監査役会の定める監査計画に関し、グループ内部監査部と意見交換を実施しております。
・会計監査人は、監査計画に関する説明会および監査に関する報告会を実施し、監査役、グループ内部監査部等に報告、意見聴取を実施しております。
・会計監査人は、会計監査人による支社店および子会社への往査に関する報告会を実施し、監査役に報告、意見聴取を実施しております。
・グループ内部監査部は、監査計画の策定時に、監査役より助言を得ております。
・グループ内部監査部の監査計画および監査結果は、社外取締役、監査役が出席する取締役会において報告されております。
・グループ内部監査部が実施する講評会に、常勤監査役が出席し、報告を受けるとともに意見を述べております。
・グループ内部監査部は、内部統制部門の活動状況を確認し、監査を実施しております。
・社外取締役、監査役が出席する取締役会において、内部統制システムの運用状況につき、報告がされ、必要に応じ見直しがなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大石　正弥	他の会社の出身者							△			△			
古城　春実	弁護士													
水口　啓子	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大石　正弥	○	大石氏は、当社の主要取引先・主要借入先である農林中央金庫のご出身ですが、同金庫を2015年6月に退職して6年が経過しております。 また、同氏は、2015年6月から2021年3月まで、みずほ証券株式会社の役員として同社のグローバルマーケッツ部門等を担当されておりました。同社と当社の間には、アウトソーシングサービス等の取引がありますが、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の0.1%未満と僅少です。	大石氏は、金融機関における長年の業務経験や財務および会計に関する相当程度の知見ならびにシステム分野に関する知見を持ち、当社の属する業界への理解があるのに加え、証券会社でのご経験を通じて投資への深い造詣を有しています。これらの知見や、経営者および監事としての幅広い見識を、社外の独立した立場から、当社の経営全般の監査に活かしていただけることを期待して、社外監査役として選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。
古城　春実	○	―――	古城氏は、弁護士および裁判官として培われた法律専門家としての豊富な知識や経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、社外監査役に選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。
水口　啓子	○	―――	水口氏は、金融機関および格付会社等にて企業分析や格付基準検討に従事された後、現在は日本格付研究所の審議役、公認会計士・監査審査会委員等として活躍される等、財務、企業会計、ガバナンス、開示に関する豊富な知識・経験を有しています。その知識や経験を活かし、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行を監査していただけると考え、社外監査役として選任しています。 また、同氏は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める「独立性基準」および当社の定める「社外役員の独立性に関する判断基準」に抵触せず、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	7 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・2020年度までは、業務執行取締役に対し、固定報酬（月額報酬の90%を現金で支給）に加え、業績連動報酬として、
a. 親会社株主に帰属する当期純利益を指標とする年次の業績連動型賞与および、b. 株式報酬型ストックオプションによる中長期業績連動型報酬（月額報酬の10%を払込金額に充当）を付与していました。

＜業績連動型賞与に係る指標の実績＞
2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の実績値が170億円であったことから、基準係数を0.4%として算定した賞与支給総額67百万円を支給しており、これは株主総会で決議された上限である年1億円以内の金額になっております。

＜株式報酬型ストックオプションに係る指標の実績＞
2021年3月期においては、親会社株主に帰属する当期純利益の目標額が170億円、実績値が170億円であったことから、行使できる新株予約権は、計画達成率を100.8%として算出した個数となりました。

・2021年度以降は、業務執行取締役に対し、固定報酬（月額報酬）に加え、業績連動報酬等として、以下のとおり、上記a.、b.に代え、それぞれc. 短期業績に連動する賞与およびd. 中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬を付与することとしています。
固定報酬：短期業績に連動する賞与：中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬の割合は、4：4：2としています
（上記比率は、c. 株式報酬の評価期間の最終年度に、短期業績の利益目標を100%達成し、株式報酬の各条件について100%達成した場合を想定）。

・c. 短期業績に連動する賞与の概要は以下のとおりです。
(i) 賞与の支給総額は、第77回定時株主総会で承認された400百万円の範囲で、親会社の所有者に帰属する当期利益に応じて指名・報酬委員会にて定めた基準係数および役職別基準額に従い、取締役会で決定する。ただし、親会社の所有者に帰属する当期利益が損失（マイナス）の場合は賞与を支給せず、50億円未満の場合は役職別基準額のみ支給、50億円以上の場合、役職別基準額に、指名・報酬委員会で定める基準係数に応じて算定される金額を加算した金額を支給するものとする。なお、当面の間、基準係数は0.5%を超えないものとする。
＜基準係数＞

親会社の所有者に帰属する当期利益	基準係数
50億円未満	0%
50億円以上100億円未満	0.2%
100億円以上150億円未満	0.3%
150億円以上200億円未満	0.4%
200億円以上	0.5%

(ii) 業務執行取締役各人の賞与額は、上記支給総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会にて定めた基準係数に従って算定し、原則として6月に支給する。
なお、業務執行取締役の短期的業績に対する責任を明確にするため、親会社の所有者に帰属する当期利益を指標としています。

・d. 中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬の概要は以下のとおりです。
譲渡制限付株式報酬の決定方法は以下のとおりです。
(i) 業務執行取締役は、第77回定時株主総会で承認された年額200百万円、年66,000株の範囲内で当社普通株式の発行または処分を受ける。
(ii) 上記報酬総額を基に、職責に応じて、指名・報酬委員会が定めた基準係数に従い各業務執行取締役への割当株式数を算定し、取締役会審議を経て、原則として毎年6月に各業務執行取締役に譲渡制限付株式を割り当てる。
(iii) 業務執行取締役は、当社取締役会が予め定めた地位にある間は、本割当株式を譲渡できない。
(iv) 本割当株式には、①一定期間の在籍を条件とするものと、②一定期間内における業績指標やESG指標等のKPIの達成を条件とするものがあり、これらの条件の達成度合いにより、譲渡制限が解除される株式数が変動する。
(v) ②のうち業績指標については、当社株式に係るTotal Shareholder Return（株主総利回り）とTOPIX成長率を比較し、その割合（対TOPIX成長率）に応じて、またESG指標等については、当社のVision2030実現に向け取り組んでいくべき重要課題（マテリアリティ）について、目標（KPI）達成度に応じて、譲渡制限が解除される株式数を決定する。
(vi) 条件未達により譲渡制限が解除されない本割当株式は、当社が当然に無償で取得する。業務執行取締役に法令違反行為等があった場合も同様とする。
なお、上記①の在籍条件は、株式保有を通じて株主と意識・価値共有を図ることを目的としています。②の条件のうち業績指標については、中長期の業績と連動させるとともに、TOPIXとの比較により、市場全体の影響とは別に当社単独での企業価値向上の実現の度合いを測るための指標、ESG指標等については、当社が取り組む重要課題の実現のための指標として設定しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2021年3月期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る取締役の報酬等の総額は、300百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬を決定するにあたっての方針と手続は以下のとおりです。

a. 取締役の報酬等について
・業務執行取締役の報酬については、a)固定報酬（月額報酬）、b)短期業績に連動する賞与およびc)中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬により構成することとしており、a):b):c)の比率は、4：4：2としております（上記比率は、c)株式報酬の評価期間の最終年度に、短期業績の利益目標を100%達成し、株式報酬の各条件について100%達成した場合を想定）。また、c) 中長期業績等に連動する譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）に含まれる、在籍条件があるもの、業績条件があるもの、ESG指標等の条件があるものの比率は、3：1：2としております。
・社外取締役など非業務執行取締役に対しては、業績と連動しない固定報酬のみを支給することとしています。
・月額報酬は、1993年6月25日開催の第49回定時株主総会において月額35百万円以内と決議しています。
・取締役賞与および譲渡制限付株式報酬については、「II　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」［インセンティブ関係］「該当項目に関する補足説明」に記載のとおりです。

b. 監査役の報酬等について
独立した立場からの監査の実効性を確保するため、監査役の報酬等については、業績との連動は行わず、監査役の協議により固定報酬である月額報酬につき決定しています。
監査役の報酬額は、2006年6月22日開催の第62回定時株主総会において月額8百万円以内と決議しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会に付議する重要事項等につき、資料の事前配布を行うとともに、当該事項の主管部等が適宜説明を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

・当社は2018年6月27日開催の定時株主総会終結のときをもって、相談役制度を廃止するとともに、顧問制度を見直しました。新制度においては、代表取締役社長退任者に対し、指名・報酬委員会および取締役会の承認を得ることを条件として、退任後2年間、当社グループにとって重要な対外活動等に従事する目的で顧問を委嘱することとしております。なお、顧問が当社経営上の意思決定に関与することはありません。
・顧問は非常勤とし、指名・報酬委員会内規にて定められた報酬額を支給します。
・現在、顧問はおりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査役会設置会社制度を採用しています。株主をはじめとするステークホルダーのために有効なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下の体制を構築し、維持しています。

a. 取締役会
2022年3月期の取締役会は、上場企業の社外役員経験や、SDGs・統合経営における様々な支援実績、経営についての内外の豊富な経験・知見、ベンチャー投資・グローバルビジネス経験を有する等の多様なバックグラウンドを持つ独立社外取締役が9名中4名と、定数の1/3以上を占めており、うち2名が女性です。
取締役会は、原則として毎月開催され、会社の経営の基本方針その他重要事項等の審議、決定を行うとともに、取締役および執行役員による職務執行を含め経営全般に対する監督を行っております。
また、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。
（構成員）平岡 昭良（議長／代表取締役社長）、齊藤 昇、葛谷 幸司、永井 和夫、金沢 貴人、
川田 剛、薗田 綾子、佐藤 智恵、ナリン アドバニ
※川田 剛、薗田 綾子、佐藤 智恵、ナリン アドバニの4氏は独立社外取締役です。
（監査役）寺西 裕二、大石 正弥、橋本 博文、古城 春実、水口 啓子
※大石 正弥、古城 春実、水口 啓子の3氏は独立社外監査役です。

2021年3月期における取締役会への各取締役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	属性	出席状況
平岡 昭良	社内取締役	12回／12回
齊藤　昇	社内取締役	12回／12回
葛谷　幸司	社内取締役	12回／12回
永井　和夫	社内取締役	9回／9回
杉本登志樹	社内取締役	12回／12回
川田　剛	社外取締役	12回／12回
薗田　綾子	社外取締役	12回／12回
佐藤　智恵	社外取締役	12回／12回
向井　丞	社内取締役	3回／3回
向井　俊雄	社内取締役	3回／3回

b. 監査役会

2022年3月期の監査役会は、弁護士1名を含む独立社外監査役が5名中3名と、過半数を占め、うち2名が女性です。
また、監査役のうち2名は常勤監査役として執務しています。
各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席するとともに、業務や財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行を監査しています。なお、監査役の監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるよう、監査役室員（専任者1名および兼務者1名）が監査役の職務遂行を補佐しています。
（構成員）寺西 裕二（議長／常勤監査役）、大石 正弥、橋本 博文、古城 春実、水口 啓子
※大石 正弥、古城 春実、水口 啓子の3氏は独立社外監査役です。

2021年3月期における監査役会への各監査役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	属性	出席状況
内山　悦夫	常勤社外監査役	16回／16回
寺西　裕二	社内監査役	12回／ 12回
橋本　博文	社内監査役	16回／16回
古城　春実	社外監査役	16回／16回
矢内　訓光	社外監査役	16回／16回
栗山　進至	常勤社内監査役	4回／4回

c. 会計監査人

当社は会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けています。

d. 指名・報酬委員会

当社役員および執行役員の人事および報酬に関する事項を審議・答申するため、取締役会の諮問委員会として、独立社外取締役と社内取締役により構成される「指名・報酬委員会」を設置しています。2022年3月期の委員は、2名の独立社外取締役を含む4名の取締役により構成されています。決議の成立には、独立社外取締役の出席を必須とし、かつ独立社外取締役を含む出席委員の全員一致が必要です。
（構成員）川田 剛（委員長／独立社外取締役）、平岡 昭良、薗田 綾子、齊藤　昇

2021年3月期における指名・報酬委員会への各委員の出席状況は以下のとおりです。

氏名	属性	出席状況
川田　剛	社外取締役	8回／ 8回
平岡　昭良	社内取締役	8回／ 8回
薗田　綾子	社外取締役	6回／6回
齋藤　昇	社内取締役	6回／6回
向井　丞	社内取締役	2回／ 2回
向井　俊雄	社内取締役	2回／ 2回

e. 業務執行体制

・執行役員制度・業務執行役員制度
経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を可能とするべく、執行役員制度および業務執行役員制度を採用し、適切な範囲で権限委譲を行っています。

・経営会議
業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、取締役を兼務する執行役員および社長が任命する者を構成員とする経営会議を設置し、効率的な意思決定を行っております。なお、経営会議には監査役が出席できることとしており、通常、常勤監査役が出席しております。
（構成員）平岡 昭良（委員長／代表取締役社長）、齊藤 昇、葛谷 幸司、永井 和夫、小西 宏和、梅原 一眞、佐々木 貴司

・各種委員会
取締役の業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議するために、各種委員会（投資委員会、ビジネス審査委員会、情報システム投資委員会、サステナビリティ委員会、環境貢献委員会、ソーシャル委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会・事業継続プロジェクト、総合セキュリティ委員会、生命科学研究倫理審査委員会）を設置しています。

・稟議制度
経営上重要な案件については、関連コーポレートスタッフ部長の専門的意見を反映させた上で、担当役員、担当役員および関係役員の合議、意思決定機関（委員会）または経営会議構成メンバーの合議により決裁する制度を構築、運営しています。

・グループ内部監査部
グループ全体の内部統制の有効性と効率性を監査するために、社長直属の独立した当社社内組織として、グループ内部監査部を設置しております。

なお、当社は業務執行取締役等でない取締役全員および監査役全員との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、

同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円または法令が定める額のいずれか高い額であり、当該責任限定が認められるのは、職務の遂行について善意で、かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、社外監査役も含めた監査体制が経営監視に有効と判断し、監査役会設置会社制度を採用しています。
取締役会につきましては、変化の激しい業界であることから、業界・社内の状況に精通した執行役員を兼務する取締役（4名）を中心とし、そこに、豊富な企業経営経験等を当社の経営に活かしていただくこと、社外の客観的・専門的見地から経営全般についての助言を行っていただくこと、実効性ある経営監督機関となっていただくことを期待して、社外より5名の取締役（うち社外取締役は4名）を選任しています。これにより、より広い視野と客観性を併せ持った意思決定と、より実効性の高い職務執行の監督が実現できると考えています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月25日開催の第77回定時株主総会についての招集通知を、株主総会開催日の22日前に発送するとともに、当社WEBサイトおよび東京証券取引所のWEBサイト等において発送前開示を行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は集中日以外に設定しています。2021年度の株主総会については、集中日の前々営業日の6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定するWEBサイトをご利用いただくことによって、パソコンまたはスマートフォンからインターネットによる議決権の電子行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は2007年6月開催の第63回定時株主総会から、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	当社は株主総会招集通知の英訳版を提供しています。
その他	株主総会のビジュアル化、株主総会招集通知の電子化を行っています。 株主総会招集通知については、当社WEBサイトおよび東京証券取引所のWEBサイト等において、発送前開示を行っています。 また、第77回定時株主総会については、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（ライブ配信）を実施しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社WEBサイト（IRサイト）（https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/dp.html）にて公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しています。 2021年3月期については、以下のとおり開催しています。 (1) 2021年3月期第1四半期決算説明会（電話会議） 開催日：2020年8月6日、参加数：80名 説明者：代表取締役社長 (2) 2021年3月期第2四半期決算説明会（電話会議） 開催日：2020年11月6日、参加数：89名 説明者：代表取締役社長 (3) 2021年3月期第3四半期決算説明会（電話会議） 開催日：2021年2月2日、参加数：79名 説明者：常務執行役員（CFO） (4) 2021年3月期決算説明会（WEB会議） 開催日：2021年5月7日、参加数：114名 説明者：代表取締役社長	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、統合報告書、ファクトブック、決算説明会資料、経営方針説明会資料、株主総会招集通知、決議通知、株主通信等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：財務部IR・サステナビリティ推進室	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ステークホルダーの声に真摯に耳を傾け、企業価値向上に努めます」を企業理念のひとつとし、株主･投資家、顧客、パートナー、従業員、地域社会等すべてのステークホルダーに配慮し、信頼関係を構築することをめざした対話に努めています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境保全活動については、「顧客･パートナーと共に社会を豊かにする価値を提供し、社会課題を解決する企業として、環境に配慮した事業活動を継続的に推進する」を環境活動におけるスローガンとし、環境負荷の低減、資源の有効利用や、持続可能な社会の形成に寄与したいと考えています。 環境に配慮した事業活動として、当社グループが提供するICTソリューションを通じて、環境負荷を低減させるビジネスモデルの創出や、環境配慮型･省エネルギーのデータセンターでのアウトソーシングサービスの提供により、お客様の事業活動における業務効率改善や環境負荷低減に貢献しています。 また、事業活動を行う上で電気や紙の使用量の抑制や3R（リデュース、リユース、リサイクル）促進に努めるとともに、可能な限り環境負荷の少ないシステム構成品や備品などを購入する「グリーン調達」を行っています。 上記の活動に対し、環境マネジメントシステムを構築して、グループ会社を含む全国の事業所で国際規格ISO14001の認証を取得しています。 気象災害の激甚化など、気候変動の影響が世界規模で深刻化しており、パリ協定目標達成に向けた脱炭素社会実現のための具体的な行動とその情報が企業に求められていることを認識し、2020年4月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しました。今後、TCFDの提言に基づき、気候変動対応の取組みおよび気候関連情報の開示を充実させていくことで、ステークホルダーへの説明責任を果たし、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。 そして、気候変動など年々深刻化する環境課題の解決に対する企業への期待や要請の高まりを受け、2050年を見据えた目指すべき持続可能な社会の姿と、その取り組みへの想いや方向性を示した「日本ユニシスグループ環境長期ビジョン2050」を策定し、2020年7月に公表しました。事業活動における環境への貢献は、自社のCO2排出抑制だけでなく、ビジネスエコシステム、さらにはデジタルコモンズを共に構築するすべてのステークホルダーをも視野に入れたものとして捉えるべきだと考え、“ゼロエミッション社会の実現”という大きな目標を掲げています。 “ゼロエミッション社会の実現”には、再生可能エネルギーの普及拡大が重要な要素であると認識しており、非化石価値取引市場の普及拡大に貢献する取り組みを行っています。また、当社グループの事業で使用する電力を2050年までに再生可能エネルギー100%にすることを目指すとともに、趣旨に賛同し2020年7月にRE100へ加盟しました。 また、気候変動に関するガバナンスとして、気候変動を含む環境課題への対応を中長期的な企業価値向上における重要な経営課題と認識し、2020年10月に、環境貢献を専門に取り扱う環境貢献委員会を設置しました。環境貢献委員会は、環境貢献に関する対応方針の検討、環境貢献を推進するための仕組みの設計と実行状況の管理･監督を行います。 なお、2021年4月に「日本ユニシスグループ サステナビリティ調達ガイドライン」を策定し公開しました。持続可能な社会の実現に向けた取り組みとして、当社グループはもとより、仕入先様、協力会社様にもご理解とご実践頂きたい内容について示しています。 大切なステークホルダーでありかつビジネスパートナーでもあるお取引先様とともに、社会の変化に適応しながら、サプライチェーン全体で社会に対する長期的な信頼関係を構築し、地域社会と調和した持続可能な社会の実現に向けて活動してまいりたいと考えています。 また、当社グループは、企業理念である「すべての人たちとともに人と環境にやさしい社会づくりに貢献」するとともに、Purpose（企業の存在意義）として定めた「先見性と洞察力でテクノロジーの持つ可能性を引き出し、持続可能な社会を創出」していきます。同時に、企業として持続的成長サイクルを確立し、サステナブルな企業となることを目指しています。持続可能な社会の創出に向け、当社グループはさまざまなサービス、プロダクト、企業、利用者をマッチングできるビジネスエコシステムやプラットフォームを、社会の共有財であるデジタルコモンズとして創造し提供していきます。またこの実行を通じて「SDGs」の達成にも貢献していきたいと考えています。 取り組みの詳細につきましては、当社WEBサイト（サステナビリティサイト）（https://www.unisys.co.jp/csr/）で報告しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにもとづき、IR活動等を通じてステークホルダーとのコミュニケーションを促進しています。

その他	【女性活躍推進に向けた取り組みについて】 ビジネスエコシステムの創出には多様な人財の活躍が不可欠であるという観点から、ダイバーシティ推進は重要な経営戦略の1つと位置づけています。中でも女性活躍推進はあらゆる「個」の多様性を活かす第一歩であり、女性を始めとする多様な人財がワークライフバランスを取りながら活躍する環境の基盤として、法定を上回る産休・育休制度、短時間勤務制度、介護休職休暇、在宅勤務制度等を整備しています。その他、育休からの復職準備のための夫婦参加型のワークショップや、育休前後の上司を含む3者でのキャリア面談等、男女問わずきめ細かい支援施策を実施しています。その結果、育休からの復職率は100%を継続しており、男性社員の育休取得率も2019年度には20%を超え、平均取得日数も3ヵ月程度となっています。 2016年度より取り組んでいる働き方改革による多様な働き方（全社員を対象としたテレワーク、サテライトオフィス等）の推進もこのような風土醸成を後押ししています。 また女性社員の人財パイプラインの構築のため採用の拡大を図っており、新卒採用に占める女性比率は40%以上を継続、キャリア採用にも積極的に取り組んでおります。また女性社員の階層別育成（管理職候補・中堅）にも積極的に取り組み、女性管理職比率は2016年度の4.8%から、2020年度に10%とする目標を達成し、女性管理職比率に加え役員以上に占める女性比率についても新たに目標を掲げ（2025年度に20%とする）、積極的に推進しています。 なお、当社の取締役のうち2名、監査役のうち2名が女性であり、2018年度には女性初の執行役員が誕生しています。 また、自社内にとどまらず外部のステークホルダーと連携・協働してジェンダー平等、女性のエンパワーメントを推進していく姿勢の表明として、国連グローバル・コンパクトと国連女性機関(UN　Women)が共同で作成した国際的なイニシアティブである、女性のエンパワーメント原則「WEPs」(Women‘ｓEmpowerment Principles)への賛同、2030 年までに役員に占める女性比率を 30%以上にすることを目指す、経団連の「#Here We Go 203030」への賛同等、更なる女性活躍、ダイバーシティ推進を図っています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループでは、経営の効率性および透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、内部統制の4つの目的である「業務の有効性および効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「事業活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」が円滑かつ有効に機能するべく、以下の通り、内部統制システムの適切な整備・運用、継続的改善に努めております。

a．業務の有効性および効率性の向上

当社グループでは、経営方針を立案し具体的な経営目標を定めるとともに、業務の有効性および効率性の向上のための体制整備に努めています。

・経営方針の達成に向けた事業戦略および利益計画を策定し、四半期ごとの経営レビューにて、進捗状況の確認、評価を行っています。

・経営会議および各種委員会にて、業務執行の重要事項について、意思決定を行うとともに、事業部門に適切な権限の委譲を行うことにより、迅速な業務執行を図っています。

・商品やサービスの提供および資本参画等の事業投資に係る投資の効率性を確保するため、投資委員会にて、商品やサービスの事業計画の妥当性および資本参画等の事業投資の妥当性等について審議、評価を行っています。また、サービスビジネスの採算性を確保するため、ビジネス審査委員会にて、重要なシステムサービス案件等の実施計画の妥当性等について審議、評価を行っています。

b．財務報告の信頼性確保

当社グループでは、財務報告の信頼性を確保するために、「NULグループの適正な財務報告を行うための基本方針」を定め、経営者・社員が遵守、実践しております。

・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO)の統括のもと、財務報告に関わる内部統制担当部署を定め、業務執行部署における整備作業を支援すると共に、整備・運用状況を評価しております。評価結果は都度、業務執行部署から経営者に報告され、経営者がその有効性を確認しております。なお、不備等を発見した場合は、業務執行部署が速やかに改善を行っております。

・当社グループでは、適正な財務報告が企業の社会的責任であることを常に念頭に置き、財務報告の虚偽につながる不正や誤りが生じないよう内部統制担当部署が作成するe-ラーニング（内部統制を正しく理解するために）を毎年実施するなど、内部統制の浸透を図っております。

c．事業活動に関わる法令等の遵守（コンプライアンス）

当社グループでは、コンプライアンスを業務執行の最重要課題と認識し、「日本ユニシスグループ企業行動憲章」、「グループ・コンプライアンス基本規程」および「日本ユニシスグループ役職員行動規範」を策定し、これに基づき、グループの全役職員は、法令、社会規範および社内規則を遵守し、倫理的な活動を行うこととしています。

この実現のため、当社グループでは、「コンプライアンス委員会」を設置し、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)の統括のもと、コンプライアンス・プログラムの推進を図っています。そして、コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、当社グループ各社の全役職員に対して、eラーニングや研修会等の実施によるコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発活動を実践しています。

また、コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、コミュニケーション・ルートを設定しています。さらに、コンプライアンス委員会および監査役への直接の報告・相談ルート（ホットライン）を確立するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳格な措置を講じています。

d．資産の保全（リスク管理）

当社グループでは、事業活動を行う上で、様々なリスクと向き合っており、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を策定するとともに、未然防止策や発生時の対応策を整備することにより資産の保全を図っています。

このため、当社グループは、グループ全体のリスク管理の統括・指揮管理を行うためチーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とする「リスク管理委員会」を設置しております。

リスク管理委員会では、管理対象とするリスクをグループ全体で共通化し一元的に管理することを目的に、グループ共通のリスク分類体系を整備しております。現在、情報管理関連リスク、システム開発関連リスク、災害・事故関連リスクなど約130項目のリスク管理項目に分類しており、各リスク管理項目に対しては当該リスクの統制を担当するスタッフ部門または委員会等が管理規程や具体的な未然防止策・発生時対応策を立案し対応しております。

万一の重大リスク発生時には、発生部署または委員会等からリスク管理委員会へ速やかに報告され、そのリスクの影響度に応じて「リスク対策会議」または「リスク対策本部」を設置し的確に対処する体制を敷いております。

なお、地震や新型インフルエンザ等による事業継続リスクについては、CRMOが統括する「事業継続プロジェクト」にて、安全確保、社内業務復旧、顧客対応の各観点から事業継続計画（BCP）の策定と継続的な見直し・改善を実施しております。CRMO（本社災害対策本部長就任順位1位）は、有事の際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、事業継続のための活動を開始いたします。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況については、グループ会社の自律経営を原則としたうえで、当社ならびにグループ会社の経営効率の向上および経営理念の統一化を図りグループとしての企業価値向上および持続的成長を遂げるために制定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社毎に設けた当社の主管部署を通じて、親会社としての適切かつ実効的なグループ会社管理を行っています。また、子会社・関連会社に対し、当社から取締役および監査役を派遣し、派遣先会社の取締役の職務執行を監督しています。

以上のほか、会社法に則り、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）」を取締役会で決議し、社外向けWEBサイト（https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf）にて開示しています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、断固として対決していきます。

2．整備状況

・「反社会的勢力との関係不保持および助長行為の排除を方針とする」ことを上記「業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）」（https://www.unisys.co.jp/invest-j/com/pdf/tousei.pdf）に定めています。

・当社が反社会的勢力と取引関係を持たないために、取引担当者による確認と審査部署による審査を並行して行う審査体制をとっています。

・反社会的勢力との取引の事前防止のため、および事後に取引先が反社会的勢力と判明した場合の取引遮断を容易にするために、当社の標準契約書に暴力団排除条項を導入しています。

・取引先が反社会的勢力と判明した場合は、対策本部を設置し、速やかに反社会的勢力との取引を遮断します。

・対応事例をコンプライアンスガイドに記載し、従業員への周知を行っています。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策を導入していません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【コーポレート・ガバナンス体制について】
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、【コーポレート・ガバナンス及び内部統制の体制模式図】のとおりです。

【適時開示体制について】
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1．会社情報の適時開示についての基本方針
日本ユニシスグループでは、東京証券取引所の有価証券上場規程等における適時開示に関する規定（以下「適時開示規定」といいます）に則り、CFO(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)を情報取扱責任者として定めるとともに、内部情報の管理および開示に関する社内規程に従い、以下のとおり子会社を含めた内部情報管理体制を構築・運用し、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等（以下、「重要事実」といいます）の適時開示を図っています。また、このほか当社の判断により、当社をご理解いただくために有効と思われる情報についても、積極的かつ公平に開示しています。

2．当社に係る情報
(1) 決定事実に関する情報
・重要な決定事項については、取締役会（原則月1回開催）、または取締役を兼務する執行役員および社長が任命する者により構成される経営会議において決定しています。
・決定された重要な事項については、適時開示規定に準拠し、開示の必要性を情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署にて協議し、開示が必要となる場合には、速やかに開示手続きをとっています。

(2) 発生事実に関する情報
・当社に重要事実または重要事実と推定される事実の発生、もしくはそれら事実の発生が想定される場合、当該事項の所管部は速やかに広報部および法務部へ連絡しています。
・発生した重要な事項について開示が必要となる場合には、広報部および法務部は情報取扱責任者に報告のうえ、速やかに開示手続きをとっています。

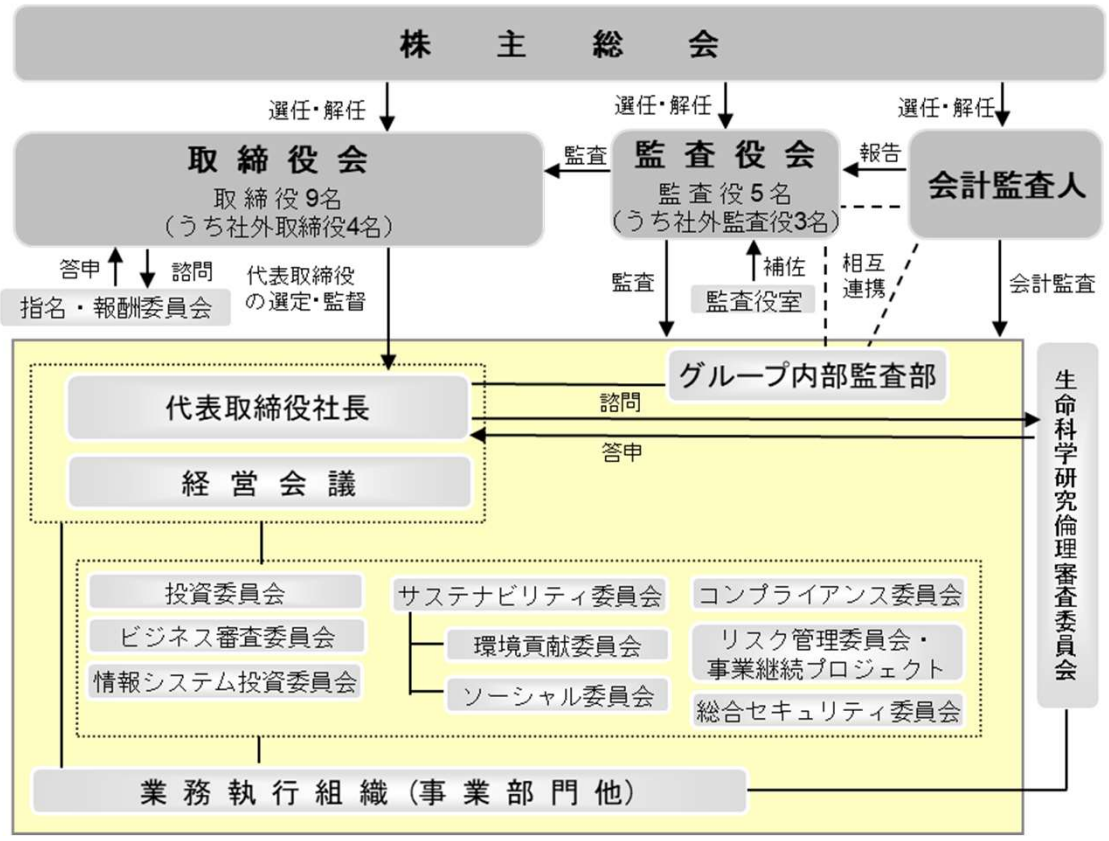
(3) 決算に関する情報
・決算に関する情報については、広報部および法務部等の関連部署は、取締役会での承認・報告の後、速やかに開示手続きをとっています。
また、業績予想の修正等については、修正内容が明確になり次第、速やかに開示手続きをとっています。

3．子会社に係る情報
各子会社に係る重要な情報については、各子会社を管理する主管部が速やかに当社広報部および法務部へ連絡し、開示が必要となる場合には、広報部および法務部が速やかに開示手続きをとっています。

※上記2および3において、重要事実に該当するかどうか疑わしい場合は、関連部署の協議に基づき情報取扱責任者がこれを決定しています。
※金融商品取引法に基づく重要事実等の開示については、電子開示システム（EDINET）を通じ、有価証券報告書、臨時報告書等を関東財務局宛てに提出しています。

4．重要事実の開示手続き
情報取扱責任者ならびに広報部および法務部等の関連部署は協議のうえ、速やかに当該重要事実を開示しています。
なお、重要事実の開示は広報部が行い、東京証券取引所の提供する適時情報開示伝達システム（TDnet）、当社ホームページ、東京証券取引所兜倶楽部における資料投函、記者会見等により開示しています。
また、情報開示後の投資家、報道機関等からの問い合わせについては、広報部を中心に対応しています。

【 コーポレート･ガバナンス及び内部統制の体制模式図 】



【 適時開示体制の概要模式図 】

